



Satoshi Nakauchi

中内 哲
研究室●
労働法学分野

社会人の素養としての労働法学 法律に限らず、幅広い興味関心を持って

私の専門領域は労働法。基本的に民間企業とそこで働いている人々とのトラブルの解決を考える学問です。以前は強かった労働組合の影響力が弱まり、現在は、労働者個人の権利意識が強まっています。また、公務員試験や社会保険労務士という資格試験で問われる科目でもあるので、労働法は、一社会人としての素養といってもいいのかもしれませんが。

かといって「法律」だけを勉強すればいいわけではありません。労働法は、その時代時代の政治・経済・社会状況にかなり敏感に反応するので、法律以外の学問にも興味関心が持てることさらに理解が深まります。熊本大学法学部では、法史学・政治学政策学系に加え、経済学系の科目も一緒に学べます。ここは、オススメとして強調しておきたい点です。

高校までの勉強は、ある問に対して答えが1つでした。労働法もその一部である法律学、ひいては大学における社会科学の勉強では、「実は答えが1つとは限らない」ことに慣れる必要があります。もし答えが予め決まっているのであれば、負けるかもしれないのにわざわざ時間とお金をかけて争ったりしないですね。法律は人と人との関係をよりよくするためのツール。法律を学ぶとは自分とは異なる立場の他者にも「なるほど」と思わせる説得の技術・理論を身につけることともいえます。熊本大学法学部は、卒業後に、どのような進路をたどるにせよ、1人1人の学生がさまざまなことに広く興味関心を抱きつつ、他者の立場・利益をも慮ることができる人間として成長して欲しいと願っていますし、そうなるよう、私も含め教職員一同努力を惜しみません。ここ熊本の地で、あなたのチャレンジ精神をぜひ遺憾なく発揮して下さい。

